

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第10条第1号の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 法第5条第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。